



# 島根県報

平成17年3月29日 (火)  
号外第31号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)

### 公布された条例等のあらまし

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則の一部を改正する規則 (規則第61号)

#### 1 規則の概要

- (1) 福祉事務所で行っていた障害児童福祉手当及び特別障害者手当に係る支給に関する事務を知事が行うこととした。(第2条・第4条・第5条・様式関係)
- (2) 処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。(様式関係)

#### 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

## 規 則

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第61号

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則の一部を改正する規則

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則(昭和61年島根県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条、第4条及び第5条中「福祉事務所長」を「知事」に改める。

様式第1号中 「受 付」を「受付年月日」に、「受理」を「受理年月日」に改める。  
(再進達) (再提出)

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

障害児福祉手当  
特別障害者手当 認定通知書

受給資格者氏名	
受給資格者住所	
支給手当月額	
支給開始年月	年 月
支払場所	
認定期間	
次回診断年月	年 月

年 月 日付けで請求のありました障害児福祉手当特別障害者手当の受給資格については、上記のとおり認定しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

島根県知事



様

## 様式第 4 号中

「 なお、この支給停止に不服があるときは、この通知書を受けた日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して審査請求をすることができます。」

を

「 なお、この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に、「島根県 福祉事務所長」を「島根県知事」に改める。

## 様式第 5 号中

「 なお、これに不服があるときは、この通知書を受けた日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して審査請求をすることができます。」

を

「 なお、この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に、「島根県 福祉事務所長」を「島根県知事」に改める。

## 様式第 6 号中

「 なお、この支給停止の解除に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して審査請求をすることができます。」

を

「 なお、この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に、「島根県 福祉事務所長」を「島根県知事」に改める。

様式第7号中

「 なお、これに不服があるときは、この通知書を受けた日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して審査請求をすることができます。」

を

「 なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に、「島根県 福祉事務所長」を「島根県知事」に改める。

様式第8号中「島根県 福祉事務所長」を「島根県知事」に改める。

様式第9号中「3月以上」を「3月を超え」に、「島根県 福祉事務所長」を「島根県知事」に改める。

様式第10号中「島根県 福祉事務所長」を「島根県知事」に改める。

様式第11号中

「 なお、これに不服があるときは、この通知書を受けた日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して審査請求をすることができます。」

を

「 なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、知事に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から60日を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に、「島根県 福祉事務所長」を「島根県知事」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。